

新版『資本論』第6講義： 労働日と剰余価値の率と量

千葉県学習協会・新版『資本論』講座

日時：2022年11月20日（日）午後1時00分～5時00分

場所：自治体福祉センター4階会議室

講師：萩原伸次郎（横浜国立大学名誉教授）

第8章 労働日

第1節 労働日の諸限界

労働日(working day)：一日の労働時間のこと

労働日Ⅰ a—————b—c 7時間（必要労働6時間・剰余労働1時間）

労働日Ⅱ a—————b———c 9時間（必要労働6時間・剰余労働3時間）

労働日Ⅲ a—————b—————c 12時間（必要労働6時間・剰余労働6時間）

労働日Ⅰの剰余価値率は？ $(1/6) \times 100\% = 16.6666\cdots\%$

労働日Ⅱの剰余価値率は？ $(3/6) \times 100\% = 50\%$

労働日Ⅲの剰余価値率は？ $(6/6) \times 100\% = 100\%$

労働日の最小限度は、a———b であるが、そうはならない。資本主義では剰余価値が消えることはあり得ない。

労働日の最大限度は、一日が24時間であることだが、①労働力の肉体的限度 ②社会慣行的な諸制限によって規定される。

資本家の言い分：私は労働力を買ったのだから、その商品の使用価値からできるかぎり大きな効用、すなわち剰余価値を手に入れるのだ。

労働者の言い分：私は毎日労働力の正常な持続と健全な発達とに合致する限りでのみ労働力を流動させるのだ。

「ここでは、どちらも等しく商品交換の法則によって確認された権利対権利という一つの二律背反が生じる。同等な権利と権利のあいだでは強力がことを決する。こうして、資本主義的生産の歴史においては、労働日の標準化は、労働日の諸制限をめぐる闘争—総資本家すなわち資本家階級と、総労働すなわち労働者階級との間の一闘争—として現われる」（新版②405頁、新書版399ページ、原文249ページ）

第2節 剰余労働に対する渴望。工場主とボヤール

剰余労働は、資本主義社会特有のものではない。

社会の一部のものが生産手段を独占している社会では、労働者は、自分自身の生存のため

めに必要な労働時間に付け加えて生産手段を独占している一部の人のために余計に働かなければならない。

生産物の交換価値ではなく、使用価値が優位を占めた場合は、剰余労働への無制限な欲求は生じないが、ひとたび交換価値を目的とする社会と接触するや否や、死ぬまで労働を強制するようなことが起こる。

「世界市場によって諸民族の生産物を外国へ販売することが、主要な関心事に発展させられるようになると、奴隷制、農奴制などの野蛮な残虐さの上に、過度労働の文明化された残虐さが接木される」(新版②406 頁、新書版 400 ページ、250 ページ)

アメリカ南部奴隷制の例：温和な家父長制から綿花が輸出されるようになると黒人の過度労働が起こる

ドナウ諸侯国における剰余労働への渴望

*本源的には、共同所有だったのだが、共同地が私有地に転じられるや、共同地での共同的労働が、夫役労働に転じた。

*「レグルマン・オルガニク」(国家基本法・憲法)による夫役労働の規則：公式には、剰余価値率 $66\frac{2}{3}\%$ だが、法網を潜り抜けて搾取率はたかまる→「レグルマン・オルガニクの 12 夫役日は、一年に 365 日になる！」(新版②412 頁、新書版 405 ページ、253 ページ)

これに対し、イギリスの工場諸立法は、「労働日を強制的に制限することにより、労働力を無制限に搾り取ろうとする資本家の熱望を取り締まる」(新版②413 頁、新書版、406 ページ、253 ページ)

1867 年時点での工場法による規定：1 週 6 日、1 日平均で 10 時間である。

はじめの 5 日：朝 6 時から夕方 6 時までの 12 時間だが、30 分が朝食、1 時間が昼食のための時間で差し引くと 10.5 労働時間となる。土曜日は、朝 6 時から午後 2 時まで 8 時間、30 分が朝食で差し引き、7.5 時間となる。したがって、平均すると 1 日 10 時間となる。

「ここでは、イギリスだけが前面に立ち現れる。なぜなら、イギリスが資本主義的生産を典型的に代表しており、しかもイギリスだけが、取り扱われる対象についての継続的な統計をもっているからである」(新版②415 頁)。

詐欺的な工場主の例

*仕事を早く始め、仕事を遅く終わる

*恐慌の時には、労働時間は、「短時間」のうちに、労働日の延長が企てられる。

第3節 搾取の法的制限のないイギリスの産業諸部門

レース製造業（新版②422 頁～423 頁、新書版 415 ページ～416 ページ）

児童労働の酷使、人間性の喪失

製陶業（新版②423 頁～426 頁、新書版 416 ページ～420 ページ）

児童労働の酷使、労働者の寿命が極端に短い、長時間労働の弊害

マッチ製造業（新版②426 頁～427 頁、新書版 420 ページ 421 ページ）

労働者の半分 13 歳未満の児童、18 歳未満の年少者、ぼろを着た、教育を受けていない児童たち

壁紙工場（新版②427 頁～430 頁、新書版 421 ページ～424 ページ）

児童労働の深刻さ、

製パン業（新版②430 頁～438 頁、新書版 424 ページ～432 ページ）

ローマ帝政時代以来の古風なパン作り、労働時間の長い部門

農業労働者、鉄道労働者（新版②438 頁～441 頁、新書版 432 ページ～433 ページ）

婦人服仕立て女工（新版②442 頁～445 頁、新書版 435 ページ～436 ページ）

働きすぎからの死、

鍛冶工（新版②446 頁、新書版 439 ページ）

頑丈な男の末路は、短命

第4節 昼間労働と夜間労働。交替制

なぜ、24 時間、資本設備は稼働させられるのか？ 「生産諸手段が剰余労働の吸収をおこなわない限り、その単なる実存は資本家にとって消極的損失である。そして、この使用中断によって仕事の再開のために追加支出が必要となるや、この損失は積極的なものとなる」（新版②447 頁、新書版 440 ページ、原文 271 ページ）

しかし、そのためには、「同じ労働力が昼夜連続的にしぼりとられるなどということは肉体的に不可能であるから、この肉体的障害を克服するために、昼間食い尽くされる労働力と夜間に食い尽くされる労働力との交替が必要になる」（新版②447 頁、新書版 440 ページ、原文 271-2 ページ）具体的な例：スコットランドの溶鉱炉、鍛冶工場、圧延工場その他の冶金工場。

12 時間交替がそうならなく、「真に恐るべき」ものとなる。少年たちの交代、交代要員がこない場合、連続的に労働させられる。12 時間労働の三交替分ぶっ続けで仕事の例。

*マルクスは、これを書くために、1866 年 7 月末、イギリスにおける最近発表された工業労働における児童労働とプロレタリアートの住宅事情についての官庁報告書を研究している（『全集』16 巻、マルクス・エンゲルスの生活と活動 40 頁）官庁報告書とは、

『児童労働調査委員会、第3次報告書』1864年、『第4次報告書』1865年である。

*マルクスは、1866年1月末から3月はじめまで、『資本論』で無理をしたため重病にかかる。そして、いくらか回復するとさっそく床の中で第1巻の原稿の仕事をつづけ、労働日の歴史的部分を書く。つまり、この労働日の歴史的過程の叙述は、病氣と闘いながらの執筆であったことがわかる。

第5節 標準労働日獲得のための闘争。14世紀中葉から17世紀末までの労働日延長のための強制法

「労働日とは何か？」資本は答える。「労働日とは、毎日の24時間から労働力が新たな役に立つために絶対欠かすことのできないわずかばかりの休息時間を差し引いたものである。」(新版②462頁、新書版455ページ、原文280ページ)

「資本は、労働力の寿命を短縮することによってこの目的(労働力を最大限流動化すること)を達成するのであって、それは、貪欲な農業経営者が土地の豊度の略奪によって収穫を増大させるのと同じである」(新版②463頁、新書版456ページ、原文281ページ)

三角貿易による奴隷の供給に依存する西インド諸島の農業→幾百万のアフリカ人種を食い尽くす。同じことが、ロンドン労働市場になだれ込むドイツ人その他が職を求める事態にあらわれている。

「わが亡き後に洪水よきたれ！これがすべての資本家およびすべての資本家国民のスローガンである。それゆえ、資本は、社会によって強制されるのでなければ、労働者の健康と寿命に対し、なんらの顧慮も払わない」(新版②471頁、新書版464ページ、原文285頁)

標準労働日の確立は、資本家と労働者とのあいだの数世紀にわたる闘争の成果だが、14世紀から18世紀半ばまでの「労働者規制法」は、労働日の強制的延長をしようとする。それに対して、現代のイギリスの立法は、それを短縮しようとする。

14世紀から18世紀中葉にかけての労働者規制法→国家権力の助けを借りて十分な分量の剰余労働を吸収する権利を確保するような場合、資本はつつましいものに見える。1349年の「労働者規正法」ペストの流行による人口減→労働者は、手ごろな価格で働かない。1496年の法においても労働者たちを手ごろな価格で働かせることに困難を感じている。妥当な賃金の必要。

17世紀末では、少年は働かない。

18世紀にいたっても、資本は、イギリスで労働力の週価値を支払うことにより労働者をまるまる領有することに成功はしていなかった（新版②479頁）。

ポスルスウェイトの指摘→All work and no play makes Jack a dull boy. のことわざ、働かせてばかりで遊ばせないとうすのろになる。手工業者やマニュファクチャー労働者独創性と熟練は、遊びからうまれる。

これに対して、『工業および商業にかんする一論』の著者、カニンガムは言う。彼らを働かせよ！ 暇を与えるな、1日14時間労働が必要だ。「理想的な労役場」「恐怖の家」の必要。

第6節 標準労働日獲得のための闘争。法律による労働時間の強制的制限。1833—1864年のイギリスの工場立法

「資本が労働日とその標準的な最大限度まで延長し、次いでこれを超えて12時間という自然日の限界まで延長するのに数世紀要したが、そのあとこんどは、18世紀の最後の三分の一期に大工業が誕生して以来、なだれのように強力で無制限な突進が生じた」（新版②487頁、新書版480ページ、原文294ページ）

労働者階級の反撃が始まり、1802年から1833年まで5つの労働法の公布があったが、死文化した。

1833年の工場法以後、近代産業にとっての一つの標準労働日がようやくはじまる。

綿工場、羊毛工場、亜麻工場、および絹工場を包括する。

1833年の法律→朝5時半始業、晩の8時半に終了、15時間という時限内であれば、年少者を12時間以内であればどのように使っても適法。

リレー制度の普及→児童労働に悲惨な結果をもたらした。

「1838年以降、工場労働者は、憲章を彼らの政治的なスローガンとするとともに、10時間法案を彼らの経済的な選挙スローガンとした。」（新版②493頁、新書版486ページ、原文298ページ） 憲章→普通選挙権、秘密投票、などの政治的要求

1844年法の成立。

「1846—47年は、イギリス経済史で新紀元を画する年である。穀物法が撤廃され、綿花その他の原料にたいする輸入関税が廃止され、自由貿易が立法の導きの星と宣言された！ 要するに、千年王国が始まった。他方、同じこれらの年にチャーチスト運動と10時間法運動とがその頂点に達した。これらの運動は、復讐すると息巻くトーリー党の中に同盟者を見出した、ブライトおよびコブデンが先頭に立っている、公約違反の自由貿

易軍の熱狂的な反抗にもかかわらず、あのように長らく熱望された 10 時間法案が議会を通過した」(新版②497 頁、新書版 490 ページ、原文 300 ページ)

つまり、産業資本家の政策が次々と立法化され、トーリー党の支持基盤である地主の利益が蚕食されたことにたいする「復讐」が、産業資本が嫌がる 10 時間法案となったという次第。

10 時間法案に対する産業資本家の対応→賃金切り下げで応じた。

しかし、その後の展開は、支配階級のあらゆる分派の結合によって、労働者階級の力は粉碎される。財産、宗教、家族、社会を救え！の掛け声の下に、“ 奴隷制擁護の氾濫 ” 派成功する。

1850 年に、妥協が成立。産業部門を全ての部門とし、労働者の労働日を規制。

「労働者階級の攻撃力が、直接には利害関係のない社会階層のなかでの彼らの同盟者の数の増大とともに、増大した」(新版②520 頁)。

第7節 標準労働日獲得のための闘争。イギリスの工場立法が他国に及ぼした反作用

第 1 に、近代的生産様式が初期においては、資本家の無制限で容赦のない労働日の延長が行われる。しかし、次には、休憩時間を含めた労働日を法律で規制する、社会的なコントロールを呼び起こす。他の部門にも例外なく適用される。

第 2 に、標準労働日の創造は、資本家階級と労働者階級との長期にわたる内乱の産物。

イギリスの労働者は、近代的労働者階級一般の戦士であった。イギリスの理論家たちも資本の理論を最初に挑戦した。その例が、ロバート・オウエン。マルクスは、オウエンを高く評価する。新版②527 頁の注 191 をみよ。

*フランスはその後をついてくる。

*アメリカにおいては、8 労働時間の提起がなされる。国際労働者大会がジュネーブで開かれる。1866 年 9 月初め。ロンドンの総評議会の提案に基づき、決議→労働日の制限、それなしでは解放の試みは失敗する。1 日 8 時間労働制の提起。

「労働者たちは結集し、階級として一つの国法を、資本との自由意志契約によって自分たちとその同族とを売って死と奴隷状態におとし入れることを彼ら自ら阻止する強力な社会的バリケード(社会的防止手段)を、奪取しなければならない」(新版②532 頁、新書版 525 ページ、原文 320 ページ)

第 9 章 剰余価値の率と総量

剰余価値の総量に関する法則

第 1 の法則：「生産される剰余価値の総量は、前貸しされる可変資本大きさに剰余価値率を掛けたものに等しい。あるいは、同じ資本家によって同時に搾取される労働力の総数とこの労働力の搾取度との副比によって規定される」（新版②536 頁）。

$$M = \frac{m}{v} \times V = k \times \frac{a'}{a} \times n$$

Mを一定とすれば、剰余価値率と可変資本の大きさは反比例の関係にあるから、剰余価値率の上昇の度合いが可変資本の減少の度合いと等しければ、剰余価値の総量は変わらない。

しかし、可変資本の減少率を剰余価値率の上昇率によって埋め合わせようとする資本の運動には、限界がある。これが第 2 の法則である。マルクスは、剰余価値率を 2 倍にしたとしても 500 人の労働者を 100 人にすれば、剰余価値総量は減少する例を出している。すなわち、 $6 \times 500 = 3000$ 労働時間が $12 \times 100 = 1200$ 労働時間となってしまふからである。もちろん、100 人ではなく 250 人にすれば、 $12 \times 250 = 3000$ 労働時間を確保することはできるのだが、仮に 24 時間すべてを剰余労働としても、3000 労働時間を確保するには、125 人の労働者が必要とされる。だから、「本来 24 時間よりも常に短いものである平均労働日の絶対的制限は、剰余価値率の上昇による可変資本削減の埋め合わせにたいする、または労働力搾取度の引き上げによる被搾取労働者総数の削減の埋め合わせの絶対的制限をなしている」（新版②539 頁、新書版 532 ページ、原文 323 ページ）

第 3 の法則：「相異なる諸資本によって生産される価値及び剰余価値の総量は、労働力の価値が与えられており、労働力の搾取度が等しい大きさであるならば、これらの資本の可變的構成部分の大きさに、すなわち、生きた労働力に轉換される資本構成部分に正比例する」（新版②541 頁、新書版 534 ページ、原文 325 ページ）

剰余価値の総量は、ただ労働者人口の増加によってのみ増加されうる。

生産過程の内部では、資本は労働の指揮権に発展→労働は、労働過程と価値増殖過程の二重の観点からみなければならぬ→資本家には、死んだ労働と生きた労働との区別がつかない。